

大阪市消費者保護審議会委員公募要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、大阪市消費者保護条例（昭和51年大阪市条例第32号）第33条第4項に掲げる消費者のうち、公募による委員について、必要な事項を定めるものとする。

(応募の資格)

第2条 公募による委員（以下「公募委員」という。）に応募しようとする者（以下「応募者」という。）は、次の条件を満たす者とする。

- (1) 本市に居住している者
- (2) 本市職員でない者

(公募委員数)

第3条 公募委員数は、2名以内とする。

(公募委員の募集方法)

第4条 公募委員の募集にあたっては、本市ホームページ等で広く周知する。

2 応募者には、消費生活の安定及び向上に関する小論文等の提出を求める。

(選考委員会の開催)

第5条 公募委員の選考にあたっては、選考委員会を開催する。

- 2 選考委員会は、学識経験者等をもって構成する。
- 3 選考委員会に、選考委員長をおく。
- 4 選考委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 5 選考委員会の会議は、選考委員長が招集する。
- 6 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 7 選考委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、選考委員長の決するところによる。
- 8 選考委員会の庶務は、消費者センターにおいて処理する。

(公募委員の選考)

第6条 公募委員の選考にあたっては、第4条第2項の規定により提出された小論文等により判断する。

ただし、選考委員会が必要と認める場合は、面接を行うことができるものとする。

(選考結果の通知)

第7条 選考の結果については、応募者本人に対して通知するものとする。

(資格の喪失)

第8条 公募委員に次の各号に掲げる事由が生じたときは、当該公募委員は解嘱されるものとする。

- (1) 第2条の各号に掲げる要件に該当しなくなったとき
- (2) 応募内容の記述に、悪質かつ重要な虚偽事項が発覚したとき
- (3) 辞退の申出があったとき

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、選考委員会の議事その他の運営に関し必要な事項は、選考委員長が定める。

附 則

この要領は平成16年5月1日から施行する。

この要領は平成18年7月1日から施行する。

この要領は平成20年2月21日から施行する。

この要領は平成20年5月15日から施行する。

この要領は平成22年4月1日から施行する。

この要領は平成26年4月1日から施行する。

この改正規定は平成30年5月10日から施行する。